

# 西宮市総合計画審議会

## 第1回総会

日時：平成20年7月24日(木)

場所：西宮市役所東館8階大ホール

時間：10:00～11:50

司会(田原) おはようございます。

定刻の10時となりましたので、ただいまより西宮市総合計画審議会第1回総会を始めさせていただきます。

私は、本日、司会役を務めさせていただきます、西宮市企画総括室の田原といたします。よろしくお願いいたします。

本日はお暑い中、また大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

第1回目の会議ということで、後ほど会長及び副会長をご選出いただき、会長に議長役をお願いすることになりますが、それまでの間は事務局で進行役を務めさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

また、本日の日程につきましては、お手元にお配りしております、議事次第に従いまして進めさせていただきたいと考えております。よろしくご協力をお願いいたします。

それでは、最初に市長から、ごあいさつを申し上げます。

山田市長 おはようございます。

市長の 山田 知 でございます。

審議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

皆様方には大変お忙しい中、また、暑さ厳しい中、当審議会にご出席を賜りまして、

厚くお礼を申し上げます。また、日ごろは西宮市政の発展のために格段のご指導をいただいておりますことを心から感謝を申し上げる次第でございます。

現在、本市におきましては、阪急西宮北口駅周辺では、県の芸術文化センターのオープンに続きまして、競輪事業から撤退をいたしました西宮スタジアム跡地に大型商業施設が、いわゆる阪急西宮ガーデンズという名称で、この11月ごろにオープンを予定いたしております。また、3月には山手幹線の大谷工区が供用開始をいたしております。8月には、西宮浜に多目的人工芝グラウンドがオープンをいたしますほか、来年には、ららぽーと甲子園にキッザニアが進出をしておりますし、また西宮北口には、甲南大学が開校する予定となっております。本市の都市生活の利便性は、ますます向上してまいっております。

このような中におきまして、若い世代の転入がふえるなど、まちは活気とにぎわいにあふれてまいっております。これも市民の皆様のご支援、ご協力のたまものと改めてお礼を申し上げます。

さて、本市の総合計画でございますが、現在、第三次総合計画が平成11年4月から始まりまして平成21年3月に終了いたします。計画開始から9年余りが経過し、まちは震災から復興を遂げ、人口も震災前を大きく上回ってきております。この7月1日には47万8,526人となっております。

この第三次総合計画に引き続きまして、第四次総合計画を平成21年度からスタートをするよう、策定作業を進めてきたところでございます。このたび、市の原案を取りまとめまして、本日、ここに審議会に諮問させていただく運びとなったものでございます。

現在、日本の社会は、少子・高齢化の進展、ICT、情報通信技術の飛躍的な発達など、政治経済から市民生活まで、あらゆる面で、かつてない早さで大きく変化する真ただ中がございます。こうした流れは時代の潮流として、今後ますます加速することが予測され、まちづくりのさまざまな課題を提起しております。

本日、諮問させていただきます原案は、こうした状況を十分に踏まえまして取りまとめしております。原案の取りまとめに当たりましては、これまでの本市の都市目標であります、文教住宅都市を基調としますまちづくりは継承いたしまして、さらにこの文教住宅都市としての特性に磨きをかけ、多様な魅力あふれるまち、だれもが住みたい、住み続けたいまちとして、この西宮を次の世代に引き継いでいけるよう努めているところでございます。

また、このたび西宮市参画と協働の推進に関する条例を制定いたしました。この総合計画を策定するに当たりまして、市民の参画と協働のもとに作業を進めてまいりました。

まず、市民の意識調査、各種の懇談会を実施し多くの方々から広くご意見をいただきまして、市民で構成いたします策定委員会と市の協働の作業により素案の取りまとめに当たりました。さらに、この素案につきましては、説明会を開催いたしますとともにパブリックコメントを実施いたしまして、多くのご意見をいただき、それらのご意見も踏まえまして、原案を取りまとめたものであります。

この原案について、審議会におきましてさまざまな視点、角度から多くのご意見、ご指摘をいただき、よりよい計画等をしていきたいと考えております。

この審議につきましては、3カ月余りという短い審議期間しかとれておりませんので、この短い期間におきまして、集中してご審議をお願いせざるを得ないこととなり、委員の皆様方には多大なご苦勞をおかけいたしますが、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

まことに簡単ではございますが、審議会の冒頭に当たりまして、私のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

司会（田原） そうしましたら、ここで、本日ご出席をいただいております委員の方々のご紹介をさせていただきます。

お配りしております名簿に従いまして、ご紹介をさせていただきます。

．．．．委員紹介．．．．

．．．．市側紹介．．．．

続きまして、議事次第にしたがい4番目の審議会の概要説明につきまして、総合計画担当グループ長の田村からご説明を申し上げます。

田村総合計画担当グループ長 田村です。よろしくお願いたします。

それでは、本日、お手元の方に資料、このような黄色のファイルでとじさせていた  
だいている資料をお配りさせていただいています。そちらの方をごらんいただけます  
でしょうか。

まず前のところには、後ほど諮問をさせていただきます、総合計画の原案をつけさ  
せていただいております。その後ろ、赤い分界紙で区切ってます、後ろに資料といた  
しまして、 1 から 18までをつけさせていただいております。

そのうちの、まず 1 をごらんいただけますでしょうか。

こちらの方に西宮市附属機関条例の関係部分のみを抜粋したものをつけさせていた  
だいております。この総合計画審議会につきましては、この西宮市附属機関条例に基  
づきまして設置をしております。

この資料でいきますと、 1 のちょうど裏側2ページの中ほど別表というところに  
表をつけてございます。こちらの方に附属機関といたしまして西宮市総合計画審議会、  
これをこの条例によって設置をしております。ご審議いただく、担任していただく事  
務につきましては総合計画の基本構想、基本計画の策定について必要な事項の調査、  
審議、これをお願いするものでございます。

そして、委員総数は50名でございます。選出の区分といたしましては、ここにござ  
いますように、市民団体の代表の方、市民の方、市議会議員の方、学識経験者の方と  
いう四つの区分で選出をさせていただいております。

それぞれの区分の人数につきましては、その横、右側になります資料の 2。こち  
らの方で同じく関係します規則の該当部分のみを抜粋させていただいております。こ

ちらにおきまして、それぞれの選出区分のごとの人数を決めさせていただいております。市民団体の代表の方は25名、市民の方につきましては4名、市議会議員の方には11名、学識経験者の方は10名というふうに決めさせていただいているというものでございます。

それでは、資料1の1ページに戻っていただけますでしょうか。

こちらの方で条例の第2条になります、委員に関する規定を定めております。こちらにつきましては、先ほどの定数内で定めています人数内というような規定を書かせていただいておりますとともに、任期については2年という定めをさせていただいておりますけれども、この総合計画審議会につきましては、今年度中に基本構想につきまして、市議会において議決をいただくということを予定し、それまでの間に、この審議会においてご審議をいただくことを考えております。

したがいまして、この審議会につきましては、その裏の2ページ、先ほど見ていただきました表の少し上になります。23条という規定がございます。こちらの方で特別の定めといたしまして、委員の方々の任期につきましては、この平成20年11月30日までというふうに特例の規定をおいており、設置に当たりまして、この審議会の設置につきましては11月30日までという期間を限ってご審議をいただくというものでございます。

それでは、また1ページ目に戻っていただきまして、この条例の中の第3条になります、この審議会の運営につきまして定めているところでございます。

まず、第3条、この審議会におきましては会長、副会長を置き、会長、副会長につきましては、この審議会の委員の方々による互選によって定めるというふうに規定をしております。また、2項になりますが、会長が審議会を代表し会務を総理いたします。そして、副会長は、第3項で会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理していただくということとしております。

そして、第4項になりますが、この審議会の会議につきましては、会長が招集をい

たしまして、その会議の議長ということとなります。ただ、本日のこの会議につきましては、会長、副会長を選任する会議となりますので、市長の方でご通知を申し上げるというものでございます。

そして、第5項になります、この審議会の定足数につきましては、委員の半分以上の出席がなければ会議を開くことができないということと定めております。本日本日につきましては、38名の方にご出席をいただいておりますので、有効に成立しているというものでございます。

そして、第6項になります、この会議の議事につきましては、出席した委員の方々の過半数で決すると。同数のときは議長の決するところによるという定めを置いてございます。

あと、18条になりますが、こちらにつきましては、必要な職員、関係者の出席を求め説明等を求めることができるという規定がございます。

また、19条におきましては、この審議会、この議事の中で知り得た秘密につきましては、守秘義務を定めさせていただいているものでございます。

委員会の運営等につきましてはの概要は、以上でございます。

司会（田原） 次に、審議会の会長、副会長の選出に移りたいと思います。

先ほど、ご説明いたしました附属機関条例第3条によりまして、会長・副会長の選出をお願いしたいと思います。

条例によりますと、委員の互選により定めるというふうになっておりますが、その方法はどのようにさせていただいたらよろしいでしょうか。何かご意見等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

（事務局案を提出してほしいとの声あり）

司会（田原） 事務局案を提示してほしいというご意見をいただきましたけども、これについてご異議はございませんでしょうか。

（異議なしの声）

司会（田原） ありがとうございます。

そうしましたら、まことに僭越ではございますけども、事務局で考えております案を申し上げます。

まず、選出区分でございますが、会長は市民団体代表委員から、副会長は市議会議員の委員及び学識経験者の委員から、それぞれ1名選出していただくということでしょうか。

（異議なしの声）

司会（田原） 異議なしのご発言をいただきましたので、次に、選出方法でございますが、事務局案による指名推選という、これによって皆様方にお諮りするということにしたいと思っておりますけども、いかがでしょうか。

（異議なしの声）

司会（田原） ありがとうございます。

そうしましたら、会長・副会長の選出について、お諮りいたします。

会長に、商工会議所の辰馬委員、副会長に市議会議員の小林委員、副会長に神戸大学の安田委員、本日は安田委員欠席ではございますけども、この方々をお願いしたいというふうに考えておりますが、ご異議はございませんでしょうか。

（異議なしの声）

司会（田原） ご異議なければ拍手によってご賛同をお願いいたします。

（拍手）

司会（田原） ありがとうございます。

そうしましたら、正副会長は、正副会長席へ、それぞれご着席お願いいたします。

（席を移動）

司会（田原） ここで、正副会長から、それぞれごあいさつを一言いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

辰馬会長 西宮商工会議所の辰馬でございます。

ただいま皆様からご賛同をちょうだいいたしまして、会長の大役を仰せつかりました。冒頭、市長のごあいさつにもありましたように、大変、時代は大きく変革をいたしてきております。そのような中で、この中核市になった西宮市をよりよい形で次の世代の方々に残していかなければならないという観点から、非常に責任は重大であると肝に銘じているところでございます。

また、お話のように、3カ月間余りで集中的に審議をしなければならないということございまして、原案につきましてはお示しをいただいておりますので、これをつたたき台にしていただきまして、部会に分かれて審議をしようと、そういうふうになっていく流れでございますけれども、十分ご審議を尽くしていただきたいというふうに考えております。

委員の皆様には、大変お忙しいとは思いますが、どうかできるだけ時間を割いていただきまして、効率的に審議ができますように、ご協力をお願い申し上げます。

原案に対します審議を進めて、最後に取りまとめまして、市長に答申するところまで持っていきたいというふうに考えております。

皆様の西宮市に対する熱い思いをどのように取りまとめることができるか、私、甚だ微力とは存じますけれども、精いっぱい務めさせていただきます。

委員の皆様のご協力をお願い申し上げます。就任のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それと、副会長さんもどうぞよろしく願いいたします。

小林副会長 失礼いたします。副会長として選任されました、市議会議員の小林光枝でございます。

辰馬会長の補佐役として、審議会の運営に力を尽くしてまいりたいと思います。ご協力をよろしく願いいたします。(拍手)

司会(田原) 次に、議事次第に従いまして7番に移らせていただきます。

お手元の会議次第ごらんになっていただきたいと思います。



市長から諮問書をお渡しします。市長、前の方をお願いいたします。

山田市長            諮問書、西宮市総合計画審議会会長 辰馬章夫様、西宮市長 山田知。

第四次西宮市総合計画について諮問、第四次西宮市総合計画を策定するに当たり、別添の第四次西宮市総合計画原案について、諮問をいたします。

何とぞ十分にご審議をいただきまして、ご意見を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくをお願いいたします。

司会（田原）        これからの進行は会長にお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

辰馬会長            進行役を務めますので、よろしくをお願いいたします。

ただいま、山田市長から第四次西宮市総合計画の策定に関する市原案の諮問を受けました。

今後の審議会の運営につきまして協議いたします前に、それでは事務局の方から諮問に至る策定経過、それから策定の趣旨、総合計画の構成につきまして、概要の説明を、まずお願いしたいと思っております。事務局、お願いします。

新本総合企画局担当理事            総合計画担当理事の新本でございます。

私の方から、策定経過並びに計画の構成等についての概略を説明させていただきます。

資料の 3、これをお開きいただきたいと思います。

ここに記しておりますのは、次期総合計画と書いてありますが、作成したのが去年でございますので、次期になってありますが、今回の第四次総合計画、これをどのように策定してきたかという、そういうものをイメージ化したものでございまして、左、真ん中、右と大きく分かれてありますが、左から右へ作業を進めてきたということでございます。

まずその左端でございますが、市民ということでの記入をさせていただいておりま

すが、こういう長期計画等を策定する場合に市民の方のお考え、意識、そういうものをまず把握していくというのが大前提ということでございます。具体的には、 で書いておりますように意見募集、これは市政ニュースで西宮のまちづくりについてのご意見を募集したということで、7件の応募をいただいております。

それから、また で書いておりますとおり、まちづくり等についての市民の意識調査、これを2回に分けて実施しております。

一つは、市民満足度調査ということで、これは平成18年度の終わりでございますから、19年に入ってから5,000名の市民を対象に調査を実施したということでございます。その内容につきましては、資料 12でございます。

表題が、西宮市市民満足度調査結果報告書ということで、かなり分厚いものでございますが、その36ページをごらんいただきたいと思います。この満足度調査というのはどういうものかということにつきましては、それを集約したのが36ページでございます。いわゆる市が進めております事業、施策、それについての満足度と重要度をどう考えるかということのアンケート調査、その全市結果が36ページに出ているということでございます。このような形で市が進めてまいりました、あるいは進めようとしている事業、施策、これについての市民の方の意識、考え方がどうかという把握をさせていただいた、それが 12の資料でございます。

それから、また資料 3に戻っていただきまして、まちづくりということで市民アンケートの欄に記入しております。これもやはり19年に入ってからアンケート調査でございますが、まちづくりについての市民のご意見、これを5,000名の方を対象に調査を実施しております。

その結果をまとめましたのが 13、先ほどの 12の満足度調査に続く 13で、そのときのアンケート調査、内容といたしましては、1ページの上段、目次でございますが、ここに書いていますとおり、まちづくり全般についてのご意見、行政への関心度、あるいは地域活動への参加状況、大きな項目としてはこういうことにつきまして、詳

細については後ろ、それぞれ各設問について、どのような状況であったかということの報告書、これをまとめているというものでございます。

それではまた、 3 をお願いいたします。このように、市民意識調査を行いましたほか、市民の欄で書いております 懇談会というのがございます。これはどういうものかと言いますと、市長を含めた我々職員が、直接地域の皆様にまちづくりについてのご意見をお聞きする懇談会、これを開催したということございまして、各種団体につきましては、3回に分けて実施しております。また、地域ということになりますと、各支所単位と本庁区域を北と南に分けました7カ所、計7回、そういう懇談を行っております。また、ここにはNPOとの懇談会も立ち上げております。

そういうものの結果をまとめましたのが今度は 14の資料でございます。ここに書いてありますとおり団体懇談会、NPO懇談会、それから学生との懇談会、それから地域の懇談会、さらには商工会議所との懇談会、こういうことをずっとやってまいりまして、それぞれ実施した回数等、そこに書いてありますとおりでございます。そのときにいただきました、ご意見をまとめたものが2ページ以下の内容になりまして、当然、いろんなご意見いただいております。その中で、今回の原案に繁栄できたもの、できないものがございますが、現在の原案にどのように繁栄しているかということ詳しく記しているというものでございます。

また、 3 にお戻りいただきたいと思っております。

こういうふうな意見集約といいますか、市民のまちづくりに対する考え方、これができるだけ広く、深く把握していきたいということございまして、そういうものをした後、具体的な作業に入るということでございます。

真ん中の欄に移るわけですが、真ん中にまず行政と庁内ワーキングという組織をつくっております。これは公募職員10名ですけれども、総合計画についてのいろいろな意見を出してもらい、具体的な意見といたしましてはレイアウト等を見やすいものにしたらどうかというふうな意見も、当然、そこでいただいたというふうな

こともございます。

こうした行政内部の一つの職員参画という取り組みとあわせまして、下の方には学識経験者懇談会というのをつくっております。これにつきましては、市が進めます、この策定作業についてさまざまな場面で指導、助言をいただくということで7名の学識経験者、各分野別に参加いただきまして全体会5回、それから、委員ごとの意見交換会、これは専門分野ごとにわたる意見交換会を各1回、開催させていただいたということでございます。

そして、具体的な素案づくりがどのように進んだかということにつきましては、行政の上の欄、策定委員会という箱があると思います。ここで書いております策定委員会は、公募市民の方が38名と団体推選の委員9名の47名で組織していただいたということです。これまでの市の計画は、通常、原案を市の考えで策定するということが多かったわけですが、今回この策定委員会と協働で原案をつくっていきこうじゃないかという取り組みをいたしました。

策定委員会といたしましては、全体会を8回、なおかつ4グループに分かれての議論をしております、それぞれのグループで3回ずつ、合計12回のグループ討議、これを行って素案をつくっていきこうということになったわけでございます。

そのときに、これは協働の作業でございますので、どうしても意見が合わない部分、そういうのが出てまいります。そういうふうなものも含めまして、どういう意見が出てきたかというのを整理しているのが15でございます。

15で、表紙としては次期総合計画策定委員会意見というのをつけております。この中に記しておりますのは、大きく三つに分かれておりまして、一つはいただいたご意見、これを素案に反映できた意見はどんな意見か。

それから、今後の実施段階で留意していくべき意見はどんな意見であったかということ。それと、13ページになりますけれども、先ほどお話しいたしましたように、協働の作業を進めていくわけですが、やはり市民の方の思い、あるいは市の考

え方、どうしても市としては総合的にいろんな判断をしていかざるを得ないという面がありまして、素案に反映できなかつた意見もあったということでございます。それが13ページ以降に書いている、こういったご意見については協働の作業はいたしましたけれども、素案には反映できなかつたということとあわせて市の考え方、それを説明させていただいているというものでございます。

それでは、また 3に戻っていただきまして、このような手順を踏みまして、素案というものを一応つくりました。そして、その次に学識経験者懇談会の右横に意見交換ということで団体、地域と、こう書いております。これにつきましては一応でき上がりました素案については、当然、パブリックコメントにかけておりますが、それとは別に、この内容について再度、団体、それから地域の方のご意見をお聞きするという試みを行っております。

各種団体については2回に分けて、それから地域については、初めに懇談会をした区分、5支所と本庁2地域、合計7回、そこで素案についてのご意見もお聞きしたということをしてしております。そのときにいただきましたご意見をまとめているのが、16でございます。

16で各地域、団体の方からいただいたご意見、これについてどのように反映していったか、あるいは反映できなかつたか、市の考え方をあわせて説明しているというものでございます。こうした地域、団体への説明、これとあわせまして、このイメージでは、特に記述しておりませんが、議会に対しても同じような説明会をさせていただいております。その結果は 17、各党派議会からいただいたご意見、これについての市の考え方も整理しております。

それから、先ほど言いましたパブリックコメント、これは5月末から6月末まで実施した内容でございますが、そのときにいただきましたご意見、これが 18の内容でございます。そこに書いてありますとおり提出者としては112名、304件、これだけのご意見をいただきまして、そういうご意見に対する市の考え方を整理していったとい

うことでございます。

こうしたご意見等を踏まえて素案、これを一部修正し、本日、原案として、この審議会に諮問させていただく段階に至ったということでございます。

以上が、これまでの経過説明でございます。次に、総合計画の構成ということでございます。

それにつきましては、資料 4 をお願いしたいと思います。

この 4 で決めておりますのは、総合計画を策定していくに当たりまして、私が先ほど申しましたことも含め、どのような基本方針、考え方で策定していくかというのを整理したものでございますが、その中の 3 番、計画の構成という欄がございます。今回の次期総合計画、第四次総合計画は、現在の第三次総合計画と同様に、基本構想、基本計画及び実施計画で構成するということで、この三つの計画で総合計画をつくるということにしております。

本日、お渡ししております資料で、分界紙の前についている初めの内容、表紙を開いていただいたら基本構想原案という、その赤い分界紙の前の部分が、この計画の構成に該当する分でございます。

まず、一番上で「構想」というふうにインデックスを張っております。いわゆる基本構想部分、これがございまして、その次に基本計画総論、「総論」というインデックスがついております。

その次が、「各論まち」と、こう書いておりますのは、具体的には基本計画各論のまちづくり編。それと最後のインデックスでございますが、「各論・推進」と、こう書いております。それは基本計画各論の計画推進編という、そういう構成、インデックスをつけておりますが、先ほど申し上げた内容でいきますと「構想」と、インデックスをつけている部分、これが基本構想に該当いたしまして、あとの「総論」、「各論まち」、「各論推進」、ここの部分についてが基本計画にあたる分だというふうにご理解いただきたいと思います。

それとあと、この計画の構成の中で言っております、実施計画につきましては、これは3カ年、向こう3カ年の事業施策を整理していくものということで、この審議会の議論等を踏まえながら、秋以降に策定していく計画ということになるものでございます。

内容については、以上でございます。

辰馬会長            ありがとうございました。

ただいま市原案の構成概要を説明していただきました。まあ分厚い資料、これ読むだけでも大変な時間がかかりそうですけども、今の説明に対するご意見、あるいはご質問があるとは存じますが、きょうは時間の関係もございますので、それらは今後の審議にゆだねるということにさせていただきます、ただいまから審議会の運営に関する協議に移りたいと思います。

まず、審議の効率化を図るための部会を設置する。並びに会議の公開などにつきまして協議、確認をここで行いたいと存じます。これにつきまして、まず事務局から考え方の説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

田村総合計画担当グループ長            総合計画担当グループの田村です。

それでは、部会につきまして、ご説明をさせていただきたいと思いますが、その説明をさせていただく前に、先ほど見ていただきました資料の一番前にある基本構想の部分をごらんいただけますでしょうか。

この基本構想の8ページ、9ページをお願いいたします。

基本構想等の中身につきましては、また部会での審議の際に詳しくご説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず、この基本構想におきましては、8ページで将来のまちのイメージといたしまして、この総合計画、これを10年間推進していくことで、西宮市をどういうまちにしたいか、そういったまちのイメージ五つを設定しております。

(1) 市民一人ひとりが輝いて生きるまち

- ( 2 ) 子どもたちの笑顔があふれるまち
- ( 3 ) みんなが安心して暮らせる安全なまち
- ( 4 ) 水と緑ゆたかな美しいまち
- ( 5 ) 人々が楽しく交流する元気なまち

この五つのまちのイメージを実現していきたいというふうに考えており、そのイメージに基づきまして、9ページ以降の施策の大綱、これをまとめております。施策の大綱につきましては、この総合計画において、先ほど少し見ていただきました各論のまちづくり編において、実施をしていく施策について、今のまちのイメージに合わせ、どういう施策をどこでという形でくくっているものでございます。

そのくくり方ですが、このまちのイメージだけでは市が行っています施策、すべてをくくり切ることができませんので、それぞれのまちのイメージにふさわしいキーワード、これを設定いたしまして、このキーワードによって、市が実施する施策をくくっております。それが9ページからになります。

まず1番といたしまして、いきがい・つながりというキーワードを設定してくくっております。そこにくくっています施策が、この四角の中に入れてあります各施策ということになります。

そして、2番目がすこやか・はぐくみでございます。

その下の四角の中にある施策をくくるというものでございます。あと10ページ、11ページにおきまして、あんしん・あんぜん、うるおい・かいてき、にぎわい・そうぞうという五つのキーワード、これに基づいて各施策をくくっております。したがって、部会でご審議いただくに当たりましても、この施策の大綱、これに基づきご審議をいただければというふうに考えております。

それでは、資料につきましては、分界紙の後の資料になります。

5をお願いいたします。

こちらに審議会の運営要領(案)ということでお示しをさせていただいております。



運営についての基本的な部分は条例で定めておりますけれども、あと細かい部分につきましては、この要領で定めていきたいというふうに考えております。そして、この運営要領の第1条になります、こちらの方で部会の設置につきまして一定、定めております。部会につきましては、1から4の4部会を設置することを考えております。それぞれの部会において、ご審議をいただく施策の大綱、各施策につきましては、ここにありますように第1部会におきまして、いきがい・つながり、そしてすこやか・はくぐみに関する施策、これについてご審議をいただく。

第2部会におきましては、あんしん・あんぜんに関するご審議をいただく。

そして、第3部会で、うるおい・誤字で、あいてきとなっておりますが、かいてきでございます。申しわけございません。に関するご審議をいただく。

そして、第4部会において、にぎわい・そうぞうに関する部分についてのご審議をいただくということを考えてございます。

そして、第2項になりますけれども、この施策の大綱の部分以外につきましては必要と認める事項について、会長が部会についての審議を求めることができるという規定がございます。

そして、部会に属する委員、皆さんにどの部会に属していただくかといったところにつきましては、会長が指名をさせていただくというふうに考えております。

そして、部会でご担当いただく施策、具体的なものが次の資料 6でお示しをさせていただいております。こちらの方で具体的に、どの施策について、どの部会でということを示させていただいております。まず、基本構想の部分、そして基本計画総論の部分につきましては、すべての部会において、ご審議をいただきたいというふうに考えております。

あと基本計画各論のまちづくり編、こちらの方から、それぞれ施策の大綱にあわせて、今見ていただいた形で各部会において、ご担当いただきたいと考えております。

この 6 の裏側、2 ページをお願いいたします。

まちづくり編、にぎわい・そうぞうまでを各部会でご担当いただき、計画推進編の各施策につきましては、まちづくり編でご担当いただく施策の数等、考慮をいたしまして、第3部会と第4部会に分けていただいて、ご審議をいただきたいというふうに考えております。

それでは、5の方に、運営要領の案の方に戻っていただきまして、第2条におきまして、部会の運営について定めております。

まず部会につきましても、部会長、そして副部会長を置かせていただき、委員の中から会長が指名をするということとしております。

そして、部会長につきましては、その部会の会務もつかさどっていただきますとともに、他の部会との調整をお願いしたいというふうに考えております。

そして、第3項になりますけど、こちらの方は先ほど見ていただきました付属機関、審議会におきます会長、副会長、これの定めでございます。会務を総理して議長となるということでありまして、そういった部分につきましては、この部会において部会長、副部会長に準用をさせていただくというふうに考えております。

第3条になりますが、正副会長、正副部会長会議、これを設置をいたしまして、各部会間での審議、状況等の調整をさせていただきたいというふうに考えてございます。

あと、第4条におきましては、会議の公開といたしまして、会議は公開とするというふうに定めております。ただし、議事、審議していただく内容等によりまして、必要に応じ各部会、審議会における議決によって非公開とし、または、会場等の都合によって傍聴者の人数を制限すると、そういったことができるという旨の規定を置かしていただいているというものでございます。

部会分けや部会の運営等につきましてはの説明は以上でございます。

辰馬会長            ありがとうございました。

ただいま当審議会に四つの部会を設置すること、並びに会議は公開にする。これら

を内容といたしまして、審議会運営要領の案の説明がございました。

ここで皆さんにお諮りしますが、今の事務局案どおりに了承して進めるということでご了解いただけますでしょうか。

暮松委員        まだ、部会の所属が決まってないわけですが、私が一番関心のある、この財政。今の部会審議分担及び関係部、関係所管部局というのがありますね。これの2ページですけども、例えば、この中の一番下の第1章、計画推進のためにという、計画推進編ですが、この中の健全な財政運営というのは、第3部会だけが担当するというふうなことになってます。

私の質問はほかのところにございまして、財政計画については、一番下の第2章財政見通しと事業計画の中で、第1部会、第2部会、第3部会、第4部会がそれぞれ審議を担当するというようになっておりますので、そこで基本的な財政見通しは、当然各4部会が審議の対象になるというふうに理解をしていますが、いま言ったように、健全な財政運営については、第3部会だけが担当すると、その辺の整合性がよくわからない。この辺は確認をしておきたい。

辰馬会長        すべて財政がついて回ってくるという、そういう意味でしょうか。

暮松委員        したがって、各部会の審議に入る前に、全体会議の中で財政問題、特に重要な問題ですからね、財政については各部会に入る前の全体会議で、より突っ込んだ議論が必要じゃないかなと。私は、この素案を見て疑問がありましたが、きょうの原案を見せていただいて、ある程度、詳細な内容が入っているようですけども、やっぱりもう少し疑問点について、少なくともこの審議に入る前提条件として十分な議論をあらかじめ進めていただきたい。

辰馬会長        それはこの場で。

暮松委員        できれば時間的に余裕があれば、この場ではなく概略を議論する場をお願いしたいなど。各部局に分かれてからではね、やっぱり問題が矮小化されちゃうというふうに思います。

辰馬会長            そういうご意見が出ましたけども、事務局の方でいかがですか。

田村総合計画担当グループ長           説明としまして、漏れていたのでは申しわけない  
と思います。

各部会でご審議をいただく内容のところ、資料の 6 ですけど、2 ページ目の一番下にあります財政見通しと事業計画、これにつきましては、すべての部会でご審議をいただきます。今、ご指摘いただきました財政見通し、今後10年間どういうふう  
に財政を見通して、それに基づいてどうしていくのかといったような部分につきましては、すべての部会でご審議をいただきたいというふうに考えております。

その上で、計画推進の 4 の健全な財政運営につきましては、市有財産の有効活用  
でありますとか、契約検査、そういったところをどうしていくのかといったところになりますので、第3部会の方でご審議をいただければというふうに考えております。  
そして、先ほどご指摘をいただきましたとおり、一番大事なところでございますので、  
審議に当たりましては、後ほどこちらの方での案としてのスケジュールをお示しさせて  
いただきたいと思いますが、すべての部会の第1回目において、この財政見通しと  
事業計画につきましてもご審議をいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

暮松委員           各部会に分かれる前の全体会議の中で、なぜその財政見通しについ  
て時間を持たないのかなというふうに思います。要するに、私が申し上げたいのは、  
各部会というのは与えられた範囲についての議論が主題だと思います。ところが財政  
計画というのは、ただ単にそういう部局別の問題点ではなしに、総合計画の基本的な  
事項なんですよ。したがって、今後どういう審議が始まるのか私はわかりませんが、  
各部会審議の前に総合計画としての全体審議を優先すべきだと、当然そこには財政見  
通しというふうな基本的な問題についての全体会議が前提になるべきだというふうに  
考えます。したがって、各部会の中で議論をするからいいのではないかということじ  
ゃなしに、全体会議をまずやるべきだというのが、私の考えです。

新本総合企画局担当理事      今のお話は全体会議で、そういう共通のものをなぜしないのかというお尋ねですが、一つは全体会議で、これだけ50人の方が集まるとの議論になりますと、それだけ突っ込んだ議論、それがなかなかできないだろうと事務局の方では考えているわけでございます。

そういうことで、それぞれの部会に分かれて、一般的な会議をするときに、適切な議論ができる人数というのは十二、三人、こういう中で議論をしていくのが一番効率がいいんじゃないかということでございますし、今回、総合計画ですから、市の各分野にわたる広い範囲の議論ということになりますので、部会審議、これを取り入れ、その中で今おっしゃいました共通の部分についても議論していただく方がより深い議論ができるだろうというのが1点ございます。

それと、今の全体会議にかわるものとしたしまして、事務局が考えておりますのは、先ほど説明がありました正副会長、正副部会長会議、これをこの審議会の中に何回か開催する予定、こういうのを考えております。これをなぜ開くかというのが、今まさにご指摘のありました各部会で共通して審議していただく内容、その内容をその場で各部会長から報告をいただいて、審議会全体として整理していくと、そういう場を考えているということでございますので、今、そういうご意見をいただいておりますが、事務局の案どおりの形で進めたいと、このように考えているところでございます。

暮松委員      時間もありませんし、あまりこの問題で時間をとらせるつもりはないですけども、私はやっぱり、その審議会の基本的な議論の進め方として、そういう提案をしているわけです。したがって、基本的な問題についてはね、50人であろうと60人であろうと議論できるわけです。問題は、そのやり方ですが、あくまで少人数でなければ細かい議論ができないというのは、議論の仕方の間違いです。議論の仕方の問題です。したがって、問題の重要性と、全員が、この50人全員が、財政見通しやその他の基本的な問題について基本的な認識で統一しなければ前に進めないわけですよ。だから、あまりそれぞれの部会の専門委員会的なものではなしに、全体で議論を

するというのは、少なくとも50人なら50人の委員が意思統一をして審議に入っていくという前提条件だということを、もう少し理解していただきたいというふうに思います。

辰馬会長            意見が少し分かれておりますけれども、ほかの皆さん、いかがですか。

森池委員            市会議員の森池と申します。今、鈴木さんがおっしゃることは、まことにそのとおりで、貴重なご意見だと思います。それで進行表みたいなものを事前にいただきましたが、その第1回目で基本構想、基本計画の総論部分、それから非常に重要な財政見通し、こういうものが1回で本当にできるのかなという心配はしています。単にご説明をいただくということだけであれば、2時間でできるかと思いますが、本当に市の財政大丈夫なのかな。財政がちゃんとしていないと、この計画が全部総くずれになる本当に大事なことです。そういうことで、おっしゃっていただいたことだろうと思いますので、緻密な計画をされているようですが、柔軟に対応をしていただいて、各論のさまざまなジャンルに割いている時間を少しそちらへ回すみたいなこともお考えをいただいたらと思いますが、いかがでしょう。

辰馬会長            今のご意見は、これからこの場で少し、その時間をとろうという意味ですか。

暮松委員            柔軟な対応を考えてくださいということです。

新本総合企画局担当理事            今いただきましたご意見について、10月末というスケジュールの中で日程を組ませていただいておりますが、これは実際、その審議の内容によって、現在、考えている回数、あるいはその割り振りをどうするか、それについては今後、柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

そういうことで、先ほどの鈴木さんの、ご意見のはじめにということについては第1回の会議の中で、まずその共通問題についての議論をしていただくというふうに考えておりますので、その点についてはよろしくお願いしたいと思います。以上でござ

います。

辰馬会長 鈴木さんではなくて暮松さんです。

森池委員 私、間違っていました。失礼しました。暮松さんですね。

そういうぐあいに、当局からご答弁いただきましたので、確かに1回目をやってみて、2時間ですが。これだけの大きな問題ができるのかどうなのか、意見がいろいろ出る場合もあると思いますので。それについては柔軟に対応していただき、エンドレスというわけにはいきませんが、十分に状況に応じていただければありがたいと思います。以上です。

辰馬会長 ご意見ありがとうございました。

きょうのシナリオはちょっとご意見のような想定はいたしてきておりませんので、おっしゃっていただいたことはよく頭の中に入れて、きょうの段階では、この原案の進行で進めさせていただきましたらどうかというふうに考えます。恐れ入りますが、ご了承をいただきたいと存じます。

では続けます。審議会運営要領の説明が先ほどございました。それは事務局案通りに了承してよろしゅうございますかということで、ご意見が出たわけでございますけれども、ここで戻りまして、ご了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

辰馬会長 ご異議がございませんようですので、ご意見は尊重させていただきますけれども、次に、部会構成と部会長・副部会長の選任の件について、お諮りをしたいと、そのように進行させていただきたいと思います。

部会構成につきましては、審議会の運営要領第1条第3項によりまして、また、部会長・副部会長の選任につきましては、第2条第1項により、いずれも会長が指名することとなっておりますが、このことにつきましては、事務局の方から補足説明をお願いしたいと思います。

田原企画総括室長 はい、そうしましたら、私どもから部会の構成につきまし

て、ご説明を差し上げます。

まず、市民団体代表委員につきましては、所属組織を参考に、公募市民委員につきましては、応募時点でお聞きしております希望分野、これを参考にいたします。次に、市議会議員の委員につきましては、あらかじめご希望をお聞きしております、これに則して部会の構成を考えていきたいというふうに考えております。また、学識経験者委員につきましては、各ご専門の分野を前提にして事務局で原案を作成いたしましたものを用意しております。

また、部会長・副部会長の選任につきましては、部会長は市民団体代表委員から、副部会長は市議会委員から選出させていただいてはどうかと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

辰馬会長       いかがでございますか。そういう考え方で進めさせていただいてよろしゅうございますか。

それでは、事務局から部会構成案というのをつくっていただいておりますので、それを配付していただきます。

ちょっとご確認をいただきたいと思います。

はい、行き渡りましたでしょうか。

では、配付いたしました事務局案通りに進めさせていただきまして、次に私の方から部会長と副部会長を指名したいと存じますが、いかがですか、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

辰馬会長       まことに一方的でございますけれども、よろしく願いをいたします。

部会長構成、特にご質問ございませんか。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

辰馬会長       それでは指名をいたします。



第1部会、部会長、川本委員さん。きょうはお休みですか。欠席裁判で、川本委員さん。副部会長、小林委員さん。よろしいですか。よろしゅうございますか。

それから、第2部会、部会長、末川委員さん。いらっしゃいますか。よろしくお願ひします。それから、副部会長、上田委員さん。市会の上田委員さん。お願ひします。

第3部会、部会長、都倉委員さん。都倉さんいらっしゃいますか。よろしくお願ひします。副部会長、中川委員さん。市会の中川さん。よろしくお願ひします。

第4部会、部会長、田窪委員さん。田窪さん、お願ひします。副部会長、八木委員さん。市会の八木委員さん、よろしくお願ひいたします。

以上のとおり指名を申し上げます。まことにご苦労さまでございます。ご負担をかけますけれども、どうぞよろしくお願ひしたいと存じます。

では、これでご了承いただいたとさせていただきますので、今後の日程の件、これを議題といたします。

スケジュール等につきまして、事務局案を説明願ひします。

田原企画総括室長        今後のスケジュールでございますけれども、各部会におかれましては、それぞれが分担をされます分野について、おおむね6回でご審議を賜りたいというように考えております。事務局といたしましては、基本構想案を12月市議会に上程したいと考えております。そのため準備期間を含めまして10月の末を目途に審議会の答申をいただければというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、スケジュール案につきましては、本日、各部会の委員名簿の裏におおむねのスケジュールの予定ということでお配りいたしておりますので、それをご参照いただきたいと考えております。以上です。

辰馬会長        ご質問はございますか。

ないようでしたら、ただいまの案どおり了承ということで、ご異議ございませんか。ご異議の声を聞きませんので、そのようにさせていただきます。

では、事務局案によりまして、今後の日程を進めることといたします。

次に、審議会用にたくさんの資料を配付いただいております。まだ説明してない資料ありましたら一通り説明をお願いします。

田村総合計画担当グループ長            それでは資料につきまして、 1 から 18 までございますけれども、本日、会議の中で、もう既に触れているもの、それを除きまして、残りのものにつきまして、どういうものをつけさせていただいているかという説明をさせていただきます。詳しい内容につきましては、それぞれ部会において、その関係分野、関係の施策等をご審議いただく際にご説明をさせていただきたいと考えております。

それでは、資料につきまして、 7 がございます。こちらの方は第三次総合計画の実施状況等ということで、現在、第三次総合計画策定より9年余り経過をしておりますけれども、その第三次総合計画におきまして各施策、実施をしてきました事業、それを中心に実施状況、そして、それぞれの施策につきまして20年度以降の課題といったものを取りまとめさせていただいている資料でございます。

続きまして 8 をお願いいたします。将来人口推計の概要という形で資料をつけさせていただいております。こちらにつきましては、第四次総合計画、計画期間の21年度から30年度までの将来人口につきまして直近の現在の状況、そういったものを踏まえて、どのように推移していくかという推計、それをしたものについて取りまとめている資料でございます。詳しい資料につきましては、次の 9 将来人口推計報告書といったところにまとめさせていただいております。 8 につきましては、この 9 の内容を抜粋して概要としてつけさせていただいているものでございます。この内容におきまして、推計方法等につきましては省略をさせていただきますけれども、この 8 の2ページお願いいただけますでしょうか。推計といたしましては、今の出生死亡、そして、社会増減、そういったような、ここ数年間、直近の状況、これが、このまま続けば西宮市の人口はどのようになっていくのかといったものを基本的な考え方に推

計をしております。その結果といたしましては、2ページの下にあります表、こちらの方が、その結果でございます。この将来人口推計表、推計結果、国勢調査ベースでいたしましたもの、その右下になります。平成30年になります。こちらの全市の数字といたしましては、平成30年度には50万9,000といった形で推計をしております。それまでの間につきましては、伸びというものにつきましては、伸び率自体は鈍ってまいりますけれども、まだ30年度まで見通した場合につきましては、まだ増加傾向が続であろうという推計でございます。

また、3ページにおきましては、年齢区分、階層別の推計結果をまとめさせていただいておりますが、こちらにつきましてはグラフ、これを二つ載せさせていただいております。これを上のグラフでいきますと、これは本市の年齢構成と、そして、全市、兵庫県、こちらの方の将来推計がございます。全市、兵庫県につきましては5年刻みの将来推計がございますので、計画期間内、平成27年度で比較をさせていただきますと、全国の年少人口、平成27年度では11.8%、兵庫県では12.2%という推計となっておりますが、本市の場合は14.6%という推計でございます。他の自治体と比べれば比較的若い年齢構成ではないかというふうに考えております。

そして、その下になります、こちらの方につきましては、本市の推計について19年の結果と30年、これを比較しております。他市に比べれば比較的若い年齢構成ということではございますけれども、19年が年少人口の割合が15.1%、30年には13.8%、そして、右側でございます高齢者人口につきましては17.5%から22.3%になるという推計でございます。本市におきましても少子高齢化の流れというのは進行していくであろうという推計結果となっております。

この内容の詳しい内容につきましては、また、基本計画の総論とか、そういったところをご審議いただく際にご説明をさせていただきたいと考えております。

続きまして、10をお願いいたします。こちらの方が財政フレームでございます。先ほどご意見もいただきましたけれども、この計画期間であります21年度から30年度、

こちらにつきましてはの財政見通し、これを推計したものの結果でございます。これにつきましては昨年度の推計をいたしてありまして、その時点でのデータ等を踏まえて推計をしたものでございます。こちらの方につきましては10年という長期の推計でございますので、計量経済学的手法を用いて推計を行ってございます。その結果につきましては、10の2枚目、こちらの方にまとめさせていただいているというものでございます。この内容につきましては、それぞれの部会の第1回目におきまして、詳しく説明をさせていただきたいと考えております。

次が11で第四次総合計画の事業計画の概要でございます。先ほどの財政フレーム、財政見通し、こういったものを踏まえまして、この第四次総合計画において、想定される事業、それを取りまとめているというものでございます。こちらにつきましても計画推進編の第2章財政見通しと事業計画、そういった中でご審議をいただくというものでございまして、この事業計画につきましては、それぞれの枠、こういったものを定めるというものでございます。あと12以降につきましては、先ほど策定状況等、ご説明をさせていただく中で触れさせていただいておりますので、資料の説明といたしましては、以上とさせていただきます。

辰馬会長       もう説明漏れはないでしょうか。きょういきなりこれでもらいまして、びっくりしましたけども、読ませていただきます。一応、きょう想定しております議題、項目は以上のとおりでございますが、今後の運営に関しまして、それに反映させていくためのご意見ございましたら、少しまだ時間もございますので、どうぞ自由にご発言をいただきたいと思います。

上田委員       市議会の上田でございます。今も説明を少し聞かせてもらいましたが、次回からの審議では本当に具体的なことでいろいろと突っ込んだ議論も必要かと思っております。今いただいている資料だけではなかなかわかりにくい部分がありますので、資料の追加をお願いしたいと思っております。

一つは、第三次総合計画が今もう9年目ということですがけれども、この20年7月現

在での実施状況等は出ておりますが、実際にこの第三次総合計画が、先ほどの財政論議とも関連しますが、どのような財政フレームが出されて、実際はどうだったのかということの検証は、やはり必要ではないかと思えます。そのあたりの資料を、もらっておりませんので、当初の第三次総合計画の財政フレームと、実際はどうだったのかという資料を、もう来週になりますが、ぜひともいただきたいと思えます。

それから、私たちは基本構想、基本計画を議論していくわけでありますが、それを具体化するということが実施計画や事業計画に反映されているかと思えます。11で第四次総合計画の事業計画が出ております。この事業を10年間でやっていこうかという具体化だと思えるのですが、この中を見ましても、などでくくっているところがたくさんあります。この具体的な数字が出ている以上は、数字を積み上げてきた根拠の事業計画があると思えますので、それらをすべて明らかにしていただきたいと思えます。

例えば、この事業計画の概要「あんしん・あんぜん」道路の整備というところで、道路ネットワークの形成というのが書かれています。市役所前線・山手幹線（熊野工区）などという形になっていますが、実は議会でも議論になりましたが、このなどの中に阪急甲陽線の地下化事業が含まれていることが明らかとなりました。こんな重要な事業の中身が、このなどに包括されているということでは、全体の事業概要がわかりませんので、そういう点ではなどというあいまいな表現ではなく、すべての数字にかかわるバックデータを出していただきませんかと十分な議論になりませんので、そのことを強く要求をしておきたいと思えます。

もう来週から具体的な審議になろうかと思えますので、その件、よろしく願います。

辰馬会長            追加資料を求めるというご意見でございました。

事務局、何かございませんか。

田村総合計画担当グループ長            今、ご指摘いただきました2点の資料につきましては、来週からの部会審議の際にご用意させていただきたいと考えております。

辰馬会長 「など」も具体的に出ますか。

田中（正）委員 市会議員の田中でございます。これから3カ月間、よろしく  
お願いいたします。

きょうは時間の都合上、皆さんいろいろご意見がおありの中、次回にということ  
ご理解されているのかと思いますが、お時間と発言の機会をいただきありがとうございます。  
います。

実は、この総合計画の基本構想につきましては、議決が必要であるということは、  
先ほど当局の方からも説明がありました。その議決をしていくに当たって、当然、私  
たち議会の方でもよりよい総合計画をつくっていくために、もちろん前提ですけれど  
も、議論をしていかないといけない。そのために非公式ではありますが、議員の有志  
が集まりまして研究会を立ち上げ、今、集中的に勉強を進めております。その点も皆  
さんに事前にお知りおきいただけたらと思ひまして、発言の機会をいただきました。  
これからもよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

辰馬会長 研究会を立ち上げられたということで、良いお知恵をぜひちょうだ  
いできたらと思います。

じゃ暮松さん、どうもお待たせしました。

暮松委員 時間があるそうですからお願いをしたいのですが、結局はこういう審  
議会は形式的な承認の場であってはならないと思うのです。やっぱり実質的な審議を  
して、市民の本当の要望に沿った住民計画にしないといかんと思うのです。そういう  
意味では、あまりしゃくし定規ではなしに、実質的な議論を尊重していただきたいと  
いうふうに思います。

それで、私の最後のお願いというか、質問ですけども、財政見通しの中で、10年間  
で約900億、915億の余剰財源が出るよと、余剰財源をこの総合計画の引き当てにする  
から大丈夫だよと、こういう理屈になっていますね。私ども普通の企業会計では、余  
剰財源なんていう言葉は出ることはないわけですよ。総合計画の中に余剰財源915億

というのは、何かと、何で余剰が900億円も、10年間で余剰の財源が出るのだと、これは基本的な疑問です。これは歳入見通しが大き過ぎるのか、歳出を削減して数字合わせをしたのか、よくわかりませんが、問題は余剰財源915億というのは、どうしてできるのですか。それだけ質問をしておきたいと思います。私が再三言っているように、こういう基本的な問題について、部会で議論をするのではだめなのです。全員が集まったところで、そういう問題についてはっきりとした答えがないと、これからの6回の審議が進まないと、こういうことです。ぜひともお答えをいただきたいと思います。

辰馬会長           はい、それではお答えを。

田村総合計画担当グループ長           余剰財源という言葉が適切かどうかというところでございますけれども、こちらの方につきましては、いわゆる歳入見通しと合わせまして歳出、こちらの方は現在の制度等を前提に必要なになってくる経費、これにつきまして予測をいたしました。その歳入見通しと、歳出、いわゆる経常的な支出の見通しとの差額として出てくる財源といたしまして、余剰財源という言葉を使っているものでございます。したがって、余っているという意味ではなしに、本当に必要な経費を差し引いた後に、市が事業費に充てることができる財源ということでございます。以上です。

辰馬会長           よろしゅうございますか。

暮松委員           もう一、二点。表現の問題はともかくですね、それだったら積極的に予算を組んだらいいわけですよ。余剰財源ができるから事業をやりますということ、じゃあ予算化しているわけですか、余剰財源を。予算化した数字ですか。それともただ単なる見通しですか。そういう確定的な要素があったらね、堂々と予算化したらいいと思いますよ。ところが、それはポケットに入れて大蔵省の埋蔵金じゃないですけどね。そういうふうな数字が見込まれるからやるよという不確定な基盤の上に、この10年間の総合計画ができるとしたら、非常に危ないと思うのですよ。私はね、さ

つきから非常に財政見通しに厳しいことを言っているようですが、西宮市の将来は明るいと思っています。10年間で人口は6.6%増える。特に生産年齢人口が非常に多い。こういう明るい見通しの上でね、西宮市は悲観的な見通しを立てる必要は全然ないと思うのです。ただ、現在、一般経費比率は100%を超している。100を割らないといかんわけですよ。支出が多いわけですから。こういうふうな現状、それから公債費、借金返済が17.7%、約2,000億円の予算の中で270億近い借金返済をしているわけですよ。そういう実態をね、どういう認識をして、これから10年間やっていくのだと、基本的な疑問だと思いますよ。

きょうは市会議員の先生も大勢おられるけども、なぜこういう問題について、もっと厳しい意見が出ないのかと、ただ単に我々市民が声を出すのではなしに、市会議員の先生が10何人もおられてね、なぜそういう声が出ないのか、非常に疑問があります。

再度、質問したいのですが、その辺いかがですか。

辰馬会長            いかがでしょうか。

新本総合企画局担当理事            ただいまのご質問の余剰財源という表現、これは予算なり、その見込みを立てるときに、經常の経費と臨時の経費という分け方を市はしております。その經常の経費の見込みで財源が出てくるのか、出てこないのか、經常の差し引きをした財源をもって臨時の経費に充てるとというのが基本的な考え方で、こういうことから經常余剰という言葉を使っているということでございます。

それから、2点目のご質問の中で、いわゆる現在の財政状況を踏まえた財政フレームになっているのかどうかというご質問だと思います。これにつきましては、先ほどからも申しておりますとおり、各部会、第1回るときにこの内容についての詳細な説明をさせていただいた上でご審議いただきたいというふうに考えておりますので、そのときに十分説明させていただきます。以上でございます。

辰馬会長            市会議員の先生方、いかがでしょうか。

中川委員            先ほどおっしゃられたことですが、議会としては、今回もまた問題



を提示しているのです。実際、市の方から具体的なお答えは返ってきていません。本来は、今、上田委員のお話にございましたように、第三次総合計画の検証を我々も知りたいわけです。なのに、すぐもう次の計画に入って、3カ月で決めようということ。これ自体、実際難しい話なのです。しかし、これが示されたかぎりには、やらなければならないということで、これ（資料No.17）は事細かく、後で見いただいたらわかりますが、議会からどういう提案をしているか、ここに載っています。もちろん財政の問題もあり、細かいこともやっております。市がどういう形で我々に具体化しているかということが、全く今のところはないです。だから、この3カ月の間に各部会に分かれ、この問題をまず、やらなければならない。ここで我々の方が議会として提言したいと、それぞれ皆さん、思っておられるが、時間の関係もあり、これは部会で厳しくやろうということになっていると思います。以上です。

八木（＊）委員　　八木でございます。先ほど議会は何をやっているのかと厳しいご指摘を受けまして、反省している次第でございますけれども、私どもは少なくともいろんな代表質問とか、それぞれのところで毎年、総合計画についても質問をさせていただいております。また、この策定のやり方で、これまでの第三次までは、すべて各地域で市民会議をやり、市民のいろんな方のご意見を構築し、それを全体でやるというような手法をとってききましたが、なぜそれをやらないのかというようなことも質問させていただき、当局にやってくれるようにというお願いもしました。それと先ほどの財政問題で、チェックする資料をちゃんとつくってほしいということも、もう何年も前から言っております。しかし、悲しいことに、言葉はあまり適切ではないのですが、犬の遠吠えに終わってしまったというのが、今この時点です。非常に個人的な意見ですが、先ほど出ました構想と総論については、少なくとも3回ぐらいやって、それで各論に入るべきだと思っております。そうしないと各論は、どうしても目先のことで、我々の身近なことでするので、議論がヒヤクシユするわけです。これに目を取られてしまっっては、少なくとも10年の大計というのはつくれないのではないかと考えてい

ます。

ですから、当局は1回の部会で構想をやることにしておりますが、構想から総論をもう少し時間を割いてやっていただけたらいかがなものかなと。各論は、こういう項目があるよというような程度でいいのではないかというふうに考えます。これを具体的にどうするのか、これがいいのかどうかということは実際の実施計画の中で、それぞれ市民の皆様のご考えも聞きながら、固めていくというような方向でいいのではないかという考えを持っております。ただ、これは私の個人的な考えですので、皆さん方がどのようにご判断なさるかということでございますが、先ほどの構想、財政フレーム、これをしっかり議論しろというご意見も出ておりますので、私はやっぱり、そこはしっかりやらないとだめではないかと。各論というのは目先のことですので、非常に我々も興味深く議論をしたがるのですが、これは後の3回ぐらいで、もういいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。これは参考意見として会長様に。

正副会長会議で述べようと思ったのですが、いろんな意見が出ていますので、言わせていただきました。よろしく願いいたします。

辰馬会長           ご意見ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

岩崎委員           岩崎でございます。今、意見が出たのですが、要は大きな財政フレーム、それから地域づくりの、いわゆる総論と各論の歯車のかみ合わせについての話が出ていますけれども、先ほど市の方からのご説明で、いわゆるコラボをしながら市と策定委員会をしてこられた。それがまた総合的にこの審議会に入っているというふうにお聞きしました。ということは、総論と各論というのは、歯車がある程度かみ合っているはずじゃなかろうかと。それを意図的に市の方では考えておられるのではないかという気がします。その辺のところを少し説明いただければと思います。全体の会議をもうちょっとふやすなり、あるいは時間を割くなりしてから、各論をやるべきだって話になりますが、実際いろいろと皆でやってしまうと、意見は意外と発散する

ことが常であって難しいです。ですから、私の聞き間違いかもしれませんが、これまで策定委員会でおつくりなされた素案を、こういう3カ月間の審議会に諮るという話のように聞こえたので、そうであれば、今、議論が出ている、財政フレーム、あるいは総論と各論の各ステージとのつなぎ合わせの話があれば、意外とすっと抜けて、この行程の中におさまるのではないかという気がします。その辺のご説明があればいいのではないかということでご意見として申し上げておきます。

辰馬会長           はい、ありがとうございました。

事務局、何かございますか。

新本総合企画局担当理事           今のご意見の趣旨ですが、構想と基本計画という計画を持っているわけですね。そのつながりという意味でのお話なのでしょうか、ちょっとわかりにくい面がありまして。

岩崎委員           総合計画と基本計画と実施計画、そういう段階の話ではなくて、今議論になっているのは、この会議の場で、いわゆる大きな全体の総合計画というビジョンを立てながら、そこである程度、オーソライズ、あるいはコンセンサスを得た上で各論に入った方が無難ではないかという意見があるわけですね。それは当然そうだと思うのです。しかし、現実にはできることとできないことが世の中にあるわけであって、この資料 3で平成19年度から20年度に向けて行政を真ん中にして市民の意見をアンケート等でくみ上げながら、策定委員会をコラボレーションされてきたというご説明がありましたですね。そして、今回、審議会として、こういう動きですと。今、議論になっている、構想と計画と実施計画という、そこに大きな具体的な予算がずっと見えてくるわけですが、そういうつなぎ方を議論でやっていると、そればかりが議論になってしまう。本来、潤いのある豊かな安心なまちをどうするかという命題が薄らいでしまうので、そこまで、そんなに時間がとれないのでこういう場を含んで、これまで市の方でやってこられたという説明であったと理解した。私の聞き間違いかもしれませんが、そう聞こえたものですから、そうであれば、ここに入っておられるメ

ンバーが、その策定委員会、いわゆる本市とコラボレーションしてきたのだから、ある一定程度のコンセンサスが、あるいはファンダメンタルができているわけだから、この辺は信じていただいてゴーにする、ここについては議論の余地があるから、例えば、部会を1回とのところ2回にしましょうという方法論でブレイクスルーできるのではないかという意見をいただくことが必要ではないかということです。

新本総合企画局担当理事      ご事情はわかりました。策定委員会での公募の市民の方と本日、お集まりの審議委員の方、これは別の方でございます。もちろん一部、重なっている方もいらっしゃいますが、原則的には公募の市民と一部地域団体の方での議論をして積み重ねてきました。それを審議会という、また別のメンバーで集まっていたいただいて、審議をいただくということです。そのため、そこの部分のつながり、説明があるのかなど、それが、先ほどから申しておりますとおり何回ぐらいいるのかということも含めまして、実際に一回目の議論の中で、審議いただく中でどういうふうにしていくか、それは考えていきたいということでございます。以上でございます。

岩崎委員      ちょっと最後に一つ。実は先ほどから聞きたかったのは、せっかくこうやって協働で進めてこられて、いろんな知見をお持ちの市民の方がおられるわけですね。そうゆう方が、その審議会と、こうゆう中に、全部とは言わなくても、例えば数名でもいいから入っておられれば、今のいろんな議論もある程度できるのではないかという気がするし、普通、私の経験では、そういう、継続しておられる方が入った状態で場があると思うものですから。今回、初めてお聞きして、構成メンバーが全く別ですと、それであれば、こういう意見が出るのは仕方がないと理解させていただきました。ただ、そういうメンバーを少し入れられたら良かったのではないかと、これは終わった意見ですが、以上でございます。どうもありがとうございました。

辰馬会長      副会長さん何かご意見ございませんか。

小林副会長      皆さんの、本当に大切なご意見を、これからの運営の中でどうやって生かしていくのかなということが大きな宿題です。私も個人的に言えば、やっぱり

目標というものには数値目標がついて当たり前という考え方を持っておりますので、皆様方がいろいろ財政のことをおっしゃったことも、私としては一定の理解をしておりますが、今後の、運営の方で生かしていけたらと思います。よろしくお願いいたします。

辰馬会長       ほかにございませんでしょうか。特にないようでしたら、きょうの、この会は初めての、第1回ということで、全体の顔合わせと今後の運営につきまして、これを主にして進めてまいりました。貴重なご意見をたくさんちょうだいいたしましたので、今後の運営等に大いに生かしていきたいと思います。必要でしたら、また、全体会議を一つぐらいふやしてもいいかなというふうにも考えますので、さっきご指摘がありましたようにしゃくし定規に終わらないように、できるだけ多くの皆様のご意見を、西宮への思いというものが実際に反映される答申ができるように、ふなれな会長でございますが、進行させていただければというふうに思っております。

きょうのところは、したがいまして、皆さんにそれぞれ部会長さん、副部会長さんも委嘱を申し上げまして、いろいろまた、無理をお願いすることになるかと思えますけども、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。閉会をさせていただきたいと思えます。よろしゅうございますか。

それではどうもお疲れさまでございました。ありがとうございました。

( 終     了 )